

# インタフェース仕様書解説書 サービス事業所編

## 新旧対照表

(内容現在 令和3年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 30年 4月	同	令和 3年 4月
2	18	平成30年4月以降に所定疾患施設療養費を算定する場合、所定疾患施設療養費等情報レコードの「摘要1」に、平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知「介護給付費請求書等の記載要領について」の定義に基づき設定する。	同	平成30年4月以降から2021年3月までに所定疾患施設療養費を算定する場合、所定疾患施設療養費等情報レコードの「摘要1」に、平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知「介護給付費請求書等の記載要領について」の定義に基づき設定する。